

相続税等納税猶予制度

適正な制度運用に向け研修

農業会議は6月13日、プリムローズ大阪で相続税等納税猶予研修会を開き、農委職員等35人が出席した。

開会にあたり北川専務理事兼

事務局長は「相続税等納税猶予制度は農地価格が比較的高い近畿府県の農業にとって、相続に伴う農地の細分化防止等に大きな役割を果たしてきた極めて重要な制度。正しい制度理解の

と、迅速な対応に努めてほしい」と呼び掛けた。

研修会講師は堺税務署審理専門官の中塚幸和氏が務めた。

(講演要旨)

相続税納税猶予制度は昭和50年度の税制改正で、農地等の価額が宅地期待益を含むものとなっていることにより、農業を継続する意思を有しているにもかかわらず、相続税納付のため

農地が細分化され、農業経営を縮小せざるを得ないという実情を踏まえて創設された。

農業を営んでいた被相続人から農業相続人が農地を相続して農業を営む場合、農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、農業相続人が農業を継続する限り納税を猶予される。その免除期限には終身と20年の2パターンがあるが、大阪ではほとんどが終身営農となる。

農業委員会は納税猶予適用申請時の「相続税の納税猶予に関

する適格証明書」、3年毎に提出する相続税の納税猶予の継続届出書提出時の「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の証明事務において重要な役割を担っている。

また、営農困難時貸付けや農地中間管理事業による特定貸付け、都市農地貸借円滑化法による認定都市農地貸付けや農園用地貸付けなどの特例もあり、正しい制度理解のもと、適正な制度運用に協力をお願いしたい。

(田村)

なにわ農業賞受賞者紹介83

所得向上につながる農業経営を

貝塚市 岸本 安隆さん

平成30年に「なにわ農業賞」を受賞した岸本安隆さん(63)は現在、息子の拓也さん(35)と農地86^アで、水ナス、シュンギク、トウモロコシ、キャベツ、水稻などを栽培している。シュンギクは農薬と化学肥料の使用を抑えたエコ農産物の認証を受けているほか、水ナス栽培の害虫防除には生物農薬を取り入れるなど、自然環境に配慮した農業を心掛けている。

代々農業を営む家系で育った安隆さんは府立農業高等学校を卒業後、20歳で就農した。先代より26歳で経営を受け継いだことを契機に水ナスの施設栽培に挑戦し、天候の影響を受けずに高品質な農産物を安定生産するなど、所得向上に注力する農業経営を志した。安隆さんは就農後に地元4日クラブに入会。若手農業者同士が交流する場づくりに尽力した。また、これまで農業

委員にも2回就任し、令和6年にはJ A大阪泉州キャベツ部会の部会長を務めるなど、地域の世話役活動にも熱心だ。そのほかJ A大阪泉州青壮年部部長、大阪府J A青壮年協議会副会長として地域の意見を集約するなど、全国へ向けての情報発信にも取り組んできた。

そんな父の元で育った拓也さんは4年制大学を卒業後に就職していたが、祖父が亡くなったことをきっかけに安隆さんに「農業を手伝ってくれないか」と相談を受け、脱サラして父と同じ農大に入学し、

26歳で親元就農した。

父同様、地元4日クラブにも入会し、同会が毎年7月頃に取り組むトウモロコシの収穫体験などには、安隆さんも協力。親子で地域の子ども達が食や農業に関心を持つきっかけづくりに貢献している。

拓也さんは夏場は主にトウモロコシを担当しているが、基本的に安隆さんは拓也さんに任せている。



収獲を控えた水ナスのハウスで。安隆さん(右)と拓也さん(左)

挑戦してほしい」と後継者である拓也さんへ期待を寄せる。

(林佑)

